

青梅市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅インターチェンジ周辺地区における地区整備事業の円滑な推進を支援するため、部を新設するほか、事務分掌の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市組織条例の一部を改正する条例

青梅市組織条例（昭和38年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経済スポーツ部」を「経済スポーツ部
都市整備部」を「拠点整備部」に改める。
都市整備部」

第2条経済スポーツ部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項の次に次の1項を加える。

拠点整備部

(1) 青梅インターチェンジ周辺地区整備に関すること。

第2条都市整備部の項に次の1号を加える。

(5) 交通対策に関すること。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

青梅市組織条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

青梅インターチェンジ周辺地区における地区整備事業の円滑な推進を支援するため、部を新設するほか、事務分掌の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

部の設置および事務分掌に関する規定を次のように改める。(第1条・第2条関係)

改正後	現 行
経済スポーツ部 (1)～(5) 略 <u>(6) スポーツに関すること。</u>	経済スポーツ部 (1)～(5) 略 <u>(6) 交通対策に関すること。</u> <u>(7) スポーツに関すること。</u>
<u>拠点整備部</u> <u>(1) 青梅インターチェンジ周辺</u> <u>地区整備に関すること。</u>	<u>(新設)</u>
都市整備部 (1)～(4) 略 <u>(5) 交通対策に関すること。</u>	都市整備部 (1)～(4) 略

3 施行期日

平成31年4月1日

青梅市組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市組織条例（昭和38年条例第21号）

改正後	現行	備考
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定にもとづき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 市民安全部 市民部 環境部 健康福祉部 子ども家庭部 経済スポーツ部 <u>拠点整備部</u> 都市整備部 事業部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>企画部 （1）～（5） 略</p> <p>総務部 （1）～（6） 略</p> <p>市民安全部 （1）～（5） 略</p> <p>市民部 （1）～（4） 略</p> <p>環境部 （1）～（4） 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定にもとづき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 市民安全部 市民部 環境部 健康福祉部 子ども家庭部 経済スポーツ部</p> <p>都市整備部 事業部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>企画部 （1）～（5） 略</p> <p>総務部 （1）～（6） 略</p> <p>市民安全部 （1）～（5） 略</p> <p>市民部 （1）～（4） 略</p> <p>環境部 （1）～（4） 略</p>	

<p>健康福祉部 (1)～(3) 略 子ども家庭部 (1)～(3) 略 経済スポーツ部 (1)～(5) 略</p> <p><u>(6) スポーツに関すること。</u></p> <p><u>拠点整備部</u> <u>(1) 青梅インターチェンジ周辺地区整備に関すること。</u></p> <p>都市整備部 (1)～(4) 略 <u>(5) 交通対策に関すること。</u></p> <p>事業部 (1) 略</p>	<p>健康福祉部 (1)～(3) 略 子ども家庭部 (1)～(3) 略 経済スポーツ部 (1)～(5) 略 <u>(6) 交通対策に関すること。</u> <u>(7) スポーツに関すること。</u></p> <p>都市整備部 (1)～(4) 略</p> <p>事業部 (1) 略</p>	
--	--	--

<p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>		
--	--	--